

独立行政法人国立青少年教育振興機構における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和5年11月30日
理事長 裁定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日改正）に基づき、国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めるものである。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、機構内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性ある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

附 則

この基本方針は、令和5年11月30日から施行する。